

社会福祉法人喬希会 役員等報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人喬希会（以下「当法人」という）の定款第八条及び第二二条の規定に基づき、役員、評議員並びに委員会委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第一六条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 委員会委員とは、評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費・宿泊費）等であり、報酬とは明確に区分するものとする。

(業務の種類)

第3条 役員等には、業務に応じた報酬を支給する。役員等に報酬を支給する業務の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事、監事が理事会に出席したとき
- (2) 評議員及び役員が評議員会に出席したとき
- (3) 監事による監事監査を行ったとき又は法人及び施設の行政機関による監査の立会いのとき
- (4) 役員の研修参加及び他の施設の視察業務など、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたったとき
- (5) 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき
- (6) 苦情対応第三者委員が理事会、評議員会に出席したとき、並びに苦情解決に向けた話し合いに立会ったとき
- (7) その他、理事長が必要と認めた業務を執行したとき

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 役員等が理事会、評議員会等への会議や監事監査等に出席したとき、並びに苦情対応第三者委員が苦情解決に向けた話し合いに立会ったときは、交通費として、一律5,000円を支給する。ただし、評議員会及び理事会にて決議の省略を行った場合、交通費は支給しない。

(費用)

第5条 役員等が職務のため出張をしたときは、別に定める社会福祉法人喬希会出張旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等は、当該会議への出席等、法人、施設運営のための業務にあつた日を出勤日とし、毎月1日から起算し末日を締め切りとした期間について計算する。

2 報酬等の支給日は、当該月の末日に現金をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得た場合は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。なお、支給日（当該月の末日）が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支給又は振り込むものとする。

3 報酬及び交通費は、法令の定めるところによる控除すべき金額（源泉所得税）を控除して支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年6月26日から施行し、令和2年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年6月24日から施行する。

別表1（役員等の報酬）

（1） 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000円
評議員会の決議の省略を行った場合	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（2） 理事

	日 額
理事会、評議員会等会議への出席	10,000円
理事会の決議の省略を行った場合	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（3） 監事

	日 額
理事会、評議員会等会議への出席	10,000円
理事会の決議の省略を行った場合	10,000円
監事監査への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（4） 評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（5） 苦情対応第三者委員

	日 額
苦情解決に向けた話し合いへの立会い	10,000円
理事会、評議員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円